

12月3日～9日は「障害者週間」です

◎問い合わせ 福祉課 ☎0561・56・0732

障がい福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加することを促進するため、障害者基本法では毎年12月3日から9日を「障害者週間」と定めています。この機に障がいについて考えてみませんか。

ご存じですか？ 福祉のマーク

皆さんは街でよく見かけるマークの意味を知っていますか？今年は駐車場などでよく見かける障がい者に関するマークについてご紹介します。



【障害者のための国際シンボルマーク】

障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」によって定められています。ちなみに、このマークは「すべての障がい者を対象」としていて、車椅子を必要とする障がい者に限定されていません。



【身体障害者標識（身体障害者マーク）】

「四つ葉マーク」とも呼ばれるこのマークは、肢体不自由であることを理由に免許に条件を付された人が運転する車に表示するマークです（表示は努力義務）。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



【聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）】

聴覚障がいがあることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。身体障害者マークとは異なり、このマークの表示は義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

町内の障がい者相談窓口のご紹介

障がい者相談支援センターは、障がいのある人やその家族が、安心して地域で生活できるよう相談できる窓口です。福祉サービスの利用についての相談支援、日常生活の困りごとの相談などお気軽にご利用・ご相談ください。

事業所名	対象者	連絡先	住所
東郷町障がい者相談支援センター 「ローゼル」	身体障がい 知的障がい	電話：0561・39・0994 FAX：0561・37・5412 午前9時～午後5時（土曜・日曜日、祝日は休み）	諸輪字北山158番地90 （社会福祉協議会1階）
地域活動支援センター 「柏葉（はくよう）」	精神障がい	電話：0561・72・8800 FAX：0561・72・4311 午前9時～午後5時（日曜日、祝日は休み）	諸輪字中木戸西276番地 （和合病院向かい）